

## ○西海市物件修繕執行規則

平成 20 年 3 月 26 日西海市規則第 21 号

平成 20 年 5 月 9 日西海市規則第 55 号

平成 20 年 10 月 30 日西海市規則第 70 号

平成 21 年 3 月 27 日西海市規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西海市の物件修繕（以下「修繕」という。）に係る契約事務の効率的な執行を図ることを目的とし、必要な事項を定める。

(起案)

第 2 条 執行しようとする修繕の予算を所管する課（施設の事務局等これに準じるものを含む。以下「原課」という。）は、その修繕の発注に当っては、物件修繕伺（様式第 1 号）に積算の根拠となる設計書又は仕様書等を添付し、市長の決裁を受けるものとする。この場合において、積算の根拠となる設計書を作成する技術的な知識を要する職員がいないときは、技術的な知識を要する職員がいる部署の課長に、積算設計書の作成について（依頼・回答）（様式第 1 号の 2）により依頼するものとし、原課は、回答を受けたあと物件修繕伺に、依頼した部署の合議を受けるものとする。

- 2 原課は、緊急に修繕を行わないと甚大な被害が見込まれると思われるときは、緊急修繕指示及び報告書（様式第 1 号の 3）により原課の課長が業者を選定して修繕の指示を行い、応急措置又は修繕を行うものとする。
- 3 前項の緊急に行う修繕で、原課の課長に事故あるときは、担当班長が代理できるものとし、被害を最小限に留めるよう最善を尽くすものとする。
- 4 前 2 項の応急措置又は修繕が完了したときは、第 1 項の物件修繕伺に見積書及び緊急修繕指示及び報告書を添付して、決裁を受けるものとする。
- 5 緊急に行う修繕で、予算の確保がされていない場合は、総務部財政管理課と協議を行い修繕を執行するものとする。
- 6 前 5 項の規定による起案において、翌年度以降にわたる契約となる場合は、債務負担行為の措置を取り予算を確保するものとする。

(入札又は見積執行依頼)

第 3 条 原課は、第 9 条に規定する予定価格調書を作成し修繕設計額 50 万円を超える入札又は見積を行うときは、その執行について総務部長に依頼するものとし、次の様式によるものとする。

(1) 入札の執行について（依頼）（様式第 2 号）

(2) 見積の執行について（依頼）（様式第 2 号の 2）

- 2 原課は、前項の規定により入札又は見積の執行を依頼するときは、前条の物件修繕伺の決裁を受けた後に、次の各号に定める関係書類を添え、総務部管財契約課（以下「管財契約課」という。）を通じて総務部長に提出するものとする。

(1) 物件修繕伺の写し

(2) 修繕設計書（様式第 3 号）

- (3) 事業概要調書（様式第4号）
  - (4) 業者選定調書（案）（様式第5号）
  - (5) 縦覧設計書及び仕様書等（3部）
- 3 修繕設計額 500 万円未満の修繕については、前項第 3 号の事業概要調書は省略することができるものとする。
- 4 原課は、修繕設計額 50 万円を超える修繕において、随意契約により指名請負人を選定するときは、第 2 項第 4 号の業者選定調書（案）に代えて、見積指名請負人伺（様式第 5 号の 2）により決裁を受けたものの写しを添付するものとする。
- 5 原課は、修繕設計額 50 万円以下の修繕については、前条第 1 項の物件修繕伺及び競争見積指名請負人選定伺（様式第 5 号の 3）の決裁を受け、原課において見積の執行を行い、その結果を第 11 条第 1 項に規定する見積結果表に記録するものとする。
- 6 原課は、修繕設計額 20 万円以下で 1 者の見積人により執行する修繕については、少額修繕伺及び見積人伺（様式第 5 号の 4）の決裁を受け、原課において見積の執行を行い、その結果を少額修繕伺及び見積人伺に記録し、決裁者の決定印を押印するものとする。
- 7 原課は、修繕設計額 5 万円以下で単価の見積を電話による聞き取り等で執行する修繕については、少額修繕伺及び見積人伺（様式第 5 号の 5）の決裁を受け修繕するものとする。
- （指名請負人の選定）
- 第 4 条 総務部長は、前条第 1 項及び第 2 項の入札執行の依頼を受けたときは、競争入札指名請負人選定伺（様式第 6 号）により入札参加者の選定を行うものとする。
- 2 前条の入札執行依頼が修繕設計額 500 万円以上の修繕（見積を除く。）のときは、西海市建設工事指名審査委員会規程（平成 17 年西海市告示第 92 号）により、西海市建設工事指名審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとし、建設工事指名審査委員会開催伺（様式第 6 号の 2）で決裁を受け、委員に建設工事指名審査委員会開催通知（様式第 6 号の 3）により通知を行うものとする。
- 3 前項の委員会で審査をしたときは、建設工事指名審査委員会報告書（様式第 6 号の 4）に前条第 2 項第 4 号の業者選定調書（案）を添付し、市長に報告するものとする。
- 4 前項の報告をした後に、第 1 項の競争入札指名請負人選定伺により入札参加者の選定について、市長の決裁を受けるものとする。
- 5 前項までの規定により選定した指名請負人は、入札執行直前まで公表しないものとする。
- （入札又は見積執行通知）
- 第 5 条 管財契約課は、前条により競争入札の参加者を選定したときは、入札執行通知書（様式第 7 号）又は見積執行通知書（様式第 7 号の 2）により通

知を行うものとする。ただし、修繕設計額 50 万円以下の修繕については、見積執行通知書（様式第 7 号の 3）により原課が通知するものとする。

- 2 管財契約課は、積算の根拠となる縦覧設計書等の閲覧をさせるときは、縦覧設計書閲覧申請書（様式第 8 号）に記入させ閲覧させるものとする。
- 3 管財契約課は、設計内容又は入札についての質疑は、書面により受けるものとし、質疑書（回答書）（様式第 9 号）により回答するものとする。
- 4 原課は、前項の質疑書により質疑を受けたときは、質疑書に質疑の回答を記入し、管財契約課に回付するものとする。
- 5 管財契約課は、原課が回答を記入した質疑書を入札の指名請負人全員に書面により回答するものとする。この場合において、質疑会社名、質疑者名、回答者名その他の個人情報に関する情報は消去するものとし、全員に回答する必要がないと判断される質疑については、一部の者だけに回答することができるものとする。
- 6 管財契約課は、諸般の事由により前条の指名請負人の指名を取り消すときは、次の様式により決裁を受け、指名請負人に通知するものとする。
  - (1) 入札（見積）執行取消伺（様式第 9 号の 2）
  - (2) 入札（見積）執行取消通知書（様式第 9 号の 3）
- 7 原課は、諸般の事由により前条の指名請負人の指名を取り消すときは、次の様式により決裁を受け、指名請負人に通知するものとする。
  - (1) 見積執行取消伺（様式第 9 号の 4）
  - (2) 見積執行取消通知書（様式第 9 号の 5）（入札又は見積の辞退）

第 6 条 前条により入札執行通知書又は見積執行通知書を受けた者は、当該入札又は見積の執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者で入札又は見積を辞退しようとするときは、その旨を入札辞退届（様式第 10 号）又は見積辞退届（様式第 10 号の 2）により申し出るものとし、管財契約課に直接持参し、又は郵送（入札執行の日の前日までに到達しないときは、先に FAX を行うものとする。）して行うものとする。
- 3 前項の入札辞退届又は見積辞退届によらず、入札又は見積執行中に辞退するときは、前項の入札辞退届若しくは見積辞退届又は入札書（様式第 11 号）若しくは見積書（様式第 11 号の 2）にその旨を明記し、入札箱に投函して行うものとする。
- 4 前 2 項の規定は、原課が行う随意契約による見積書の徴取について準用する。  
（入札及び入札書等）

第 7 条 入札又は見積は、指定の日時及び場所に本人又はその代理人が出頭して行わなければならない。ただし、入札執行者又は見積執行者が認めた場合は、郵送によることができるものとし、次の様式によるものとする。

- (1) 入札書又は見積書
- (2) 入札（見積）用封筒（様式第 11 号の 3）

2 委任を受けた代理人が入札又は見積を行うときは、入札又は見積を執行する前に委任を受けていることを確認するものとし、次の様式によるものとする。

- (1) 委任状（様式第 12 号）
- (2) 委任状用封筒（様式第 12 号の 2）  
（入札又は見積の延期等）

第 8 条 入札又は見積執行者は、入札又は見積の執行前において、天災その他やむを得ない理由があるときは、入札又は見積の執行を延期し、又は中止することができるものとし、次の様式により決裁を受け、指名請負人に通知するものとする。

- (1) 入札（見積）執行変更（中止）伺（様式第 13 号）
- (2) 入札（見積）執行変更（中止）通知書（様式第 13 号の 2）

2 前項の規定は、原課が行う見積書の徴取について準用するものとし、次の様式により決裁を受け、指名請負人に通知するものとする。

- (1) 見積執行変更（中止）伺（様式第 13 号の 3）
- (2) 見積執行変更（中止）通知書（様式第 13 号の 4）  
（予定価格調書）

第 9 条 予定価格は、西海市契約規則（平成 17 年西海市規則第 55 号。以下「契約規則」という。）第 9 条に基づいて予定価格調書（様式第 14 号）を作成し決定するものとする。

2 契約規則第 22 条の規定に該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。この場合において、同条第 3 号によって予定価格調書の作成を省略するときは、予定価格調書省略伺（様式第 14 号の 2）により決裁を受けるものとする。

3 前項の予定価格調書省略伺は、第 2 条第 1 項の物件修繕伺に省略する理由を記載し決裁を受けることで、省略することができるものとする。

（入札保証金）

第 10 条 入札保証金は、契約規則第 10 条の規定により納めさせ、又は免除するものとし、西海市会計規則（平成 17 年西海市規則第 49 号。以下「会計規則」という。）第 91 条第 1 項に規定する保証金保管証書により会計管理者が預かるものとする。ただし、管財契約課で作成する納付書により納付された場合は、この限りでない。

2 管財契約課は、前項の規定により入札保証金を預かったときは、入札保証金調書（様式第 15 号）に記録するものとする。

3 第 1 項で預かった入札保証金は、落札できなかった者については、入札終了後直ちに還付するものとし、落札者については、契約締結のときまでは会計管理者が保管するものとし、契約締結後直ちに還付するものとする。

4 第 1 項に規定する納付書により納付された入札保証金を還付するときは、保証金還付請求書（様式第 16 号）を受け還付するものとする。

5 第 1 項の規定にかかわらず、契約規則第 10 条第 1 項第 2 号の規定に該当する者は、入札保証金を納めさせないことができるものとする。

（入札又は見積の結果及び落札決定）

第 11 条 入札又は見積の執行を完了したときは、直ちにその結果を入札結果表（様式第 17 号）又は見積結果表（様式第 17 号の 2）により市長に報告するとともに、落札者を決定し、落札決定通知書（様式第 18 号）又は見積決定通知書（様式第 18 号の 2）により落札者に通知するものとする。

2 管財契約課は、前項の作業が完了したときは、入札（見積）完了通知（様式第 19 号）の決裁を受け、原課に關係書類とともに引き渡すものとする。

3 修繕設計額 50 万円以下の見積執行については、原課において第 1 項の見積結果表により担当部長に報告をするとともに、落札者を決定し、第 1 項の見積決定通知書により落札者に通知するものとする。この場合において、郵送により見積執行を行ったときは、落札しなかった者に落札不決定通知書（様式第 19 号の 2）を送付するものとする。

（契約の締結）

第 12 条 原課は、落札者が決定してから 7 日以内（決定の日を含む。）に契約を締結するものとし、修繕契約伺（様式第 20 号）に落札者が提出した修繕契約書を添付し決裁を受けるものとする。この場合において、不要な条項又は必要な条項がある場合は、削除又は挿入を行うものとする。

2 契約金額 50 万円以下の修繕は、前項の修繕契約書に代えて、修繕請書（様式第 21 号）によることができるものとする。

3 第 1 項の修繕契約伺は、別に定める契約伺を兼ねた支出負担行為決議書により決裁を受けるときは省略するものとする。

（契約保証金）

第 13 条 契約保証金は、契約規則第 28 条の規定により納めさせ、又は免除できるものとし、会計規則第 91 条第 1 項に規定する保証金保管証書により会計管理者が預かるものとする。ただし、原課で作成する納付書により納付された場合は、この限りでない。

2 原課は、前項の規定により契約保証金を預かったときは、契約保証金調書（様式第 22 号）に記録するものとする。

3 第 1 項で預かった契約保証金は、修繕の完成を確認した後に契約の相手方（以下「契約者」という。）からの請求を受けて払戻すものとし、第 10 条第 4 項に規定する保証金還付請求書を受け還付するものとする。

（契約の辞退）

第 14 条 落札者が諸般の事情により契約を辞退しようとするときは、契約辞退届（様式第 23 号）により契約しようとしていた原課に直接持参し、又は郵送して届け出るものとする。

2 原課は、前項の届け出があったときは、契約辞退受理伺（様式第 23 号の 2）により受理を決定するものとし、受理を決定したときは、落札者に落札金額の 100 分の 5 に相当する損害金を損害金請求書（様式第 23 号の 3）により請求するものとする。この場合において、入札保証金があったときは、これを充当できるものとする。

3 管財契約課は、前項までの手続が完了したときは、西海市建設工事等請負

業者指名停止措置要領（平成 17 年西海市訓令第 45 号。以下「指名停止要領」という。）に準じた措置を講ずるものとする。

（契約の解除又は解約）

第 15 条 原課は、諸般の事情により契約の解除をするときは、契約解除伺（様式第 24 号）により市長の決裁を受け、契約解除通知書（様式第 24 号の 2）により契約者に通知するものとする。

- 2 市長は、契約を解除したときは、修繕が完了し検査で確認した部分に相当する契約金額を支払うものとする。
- 3 市長は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第 21 条の 2 の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額とする。）を前項の出来形部分に相応する契約金額から控除するものとする。この場合において、支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）で規定する割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、契約者の責によらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。
- 4 第 1 項の規定により契約が解除された場合において、契約者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として市長が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、契約者の責によらない理由により契約を解除した場合については、この限りでない。
- 5 市長は、契約者の責によらない理由により契約を解除した場合において、これにより契約者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、当該賠償額は、契約者と協議して定める。
- 6 契約者は、諸般の事情により契約の解約ができるものとし、契約解約申出書（様式第 25 号）により契約の解約について申し出るものとする。
- 7 原課は、前項の規定により契約の解約の申し出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、契約解約受理伺（様式第 25 号の 2）により受理をし、当該契約を解約するものとする。この場合において、契約者に契約金額の 100 分の 10 に相当する損害金を第 14 条第 2 項の損害金請求書により請求するものとする。
- 8 前項の損害金に、引き渡しを受ける部分があるときは、これを調整するものとし、契約保証金があったときは、これを充当できるものとする。
- 9 管財契約課は、前項までの手続が完了したときは、指名停止要領に準じた措置を講ずるものとする。

（監督職員）

第 16 条 原課は、契約の締結と同時に監督職員決定（変更）伺（様式第 26 号）により監督職員を決定し、監督職員決定（変更）通知書（様式第 26 号の 2）を契約者に送付するものとし、これを変更するときも同様とする。この場合において、監督を行う技術的な知識を要する職員がいないときは、技術的な知識を要する職員がいる部署の課長に、監督職員の決定について（依頼・回

答) (様式第 26 号の 3) により依頼するものとし、原課は、回答を受けたあと監督職員決定(変更) 伺に、依頼した部署の合議を受けるものとする。

2 契約金額 50 万円以下の修繕及び監督職員を特に定める必要がない修繕については、前項の手続は省略することができるものとする。

(修繕の監督)

第 17 条 監督職員は、修繕内容について契約者と充分打合せを行い期限内に、修繕の完成に努めるものとし、監督の内容を監督日誌(様式第 27 号) により記録するものとする。

2 前項の監督日誌により記録しがたい場合は、任意の書式により記録をすることができるものとする。

3 監督日誌は、契約金額 50 万円以下の修繕及び記録を要しない修繕については、省略することができるものとする。

4 市長と契約者の間で取り交わす指示、協議、通知、承諾、提出及び報告書の文書として、修繕指示及び記録簿(様式第 27 号の 2) を使用するものとし、修繕指示及び記録簿は、修繕毎に保管し、検査時に検査職員に提示するものとする。この場合において、変更指示については、この修繕指示及び記録簿に整理されていなければ、変更対象とならないものとする。

(現場代理人等)

第 18 条 契約者は、現場代理人等を決定したときは、現場代理人等決定(変更) 通知書(様式第 28 号) により契約締結後 7 日以内(契約日を含む。) に市長に通知するものとし、これを変更するときも同様とする。

2 前項の現場代理人等決定(変更) 通知書は、契約金額 50 万円以下の修繕及び現場代理人等を要しない修繕については省略することができるものとする。

(契約変更)

第 19 条 原課は、契約変更を行う必要があるときは、修繕変更伺(様式第 29 号) により決裁を受け、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号) の規定による課税事業者は契約変更申込書(様式第 29 号の 2) により、消費税法の規定による免税事業者は契約変更申込書(様式第 29 号の 3) により契約者に通知しなければならない。

2 設計変更後の差額(入札又は見積の執行により決定した落札率により算定した契約予定金額をいう。) が 2 割を超え、かつ、50 万円を超える修繕の変更の行うときは、前項の修繕変更伺の決裁を受けた後に、第 3 条に定める見積の執行について(依頼) に関係書類を添えて総務部長に対し依頼するものとする。この場合において、見積執行を行い決定したときは、原課は、消費税法の規定による課税事業者は契約変更申込書(様式第 29 号の 4) により、消費税法の規定による免税事業者は契約変更申込書(様式第 29 号の 5) により契約者に通知しなければならない。

3 前 2 項の規定により変更する場合で、2 回以上の変更をするときの差額は、当初契約金額を対象とするものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、契約規則第21条第3項に規定する金額を超えては契約変更ができないものとして、新たな入札又は見積を執行するものとする。
- 5 契約者は、特別の理由があるときは、履行期限の延長の申し出ができるものとし、履行期限の延長申出書（様式第30号）により申し出るものとする。
- 6 契約者から前項の申し出があったときは、これを調査して、やむを得ないと認めるときは、履行期限の延長受理伺（様式第31号）により決裁を受け、支払遅延防止法に規定する遅延利息を付し、当該期限の延長を承認するものとし、履行期限の延長承認書（様式第31号の2）及び第14条第2項の損害金請求書を契約者に送付するものとする。
- 7 市長は、特別の理由により期間を短縮する必要があるときは期間の短縮変更を、期間を延長すべき場合において特別の理由があるときは通常必要とする期間に満たない期間への変更を契約者に請求できる。この場合において、契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は契約者に損害を及ぼし費用の負担が必要と認められるときは、契約者と協議して定めるものとする。
- 8 原課は、諸般の事情により修繕の中止をするときは、修繕中止伺（様式第32号）により市長の決裁を受け、修繕中止通知書（様式第32号の2）により契約者に通知するものとする。
- 9 前項の修繕を中止した期間が終了したとき、又は中止する事由が無くなったときは、修繕中止解除伺（様式第32号の3）により決裁を受け、修繕中止解除通知書（様式第32号の4）により、契約者に通知するものとする。
- 10 原課は、前項までの契約変更に係る契約については、消費税法の規定による課税事業者の場合は契約変更請書（様式第33号）を、消費税法の規定による免税事業者の場合は契約変更請書（様式第33号の2）を契約者に提出させるものとする。

（給付の検査）

- 第20条 契約者は、修繕の既成部分の給付を受けようとするときは、既成部分検査申込書（様式第34号）に、出来高設計書（様式第34号の2）を添えて申し込むものとする。
- 2 原課は、前項による検査の申し込みがあったときは、その通知を受けた日から10日以内に契約者又は第18条の現場代理人等と立会いのもと検査を行うものとし、検査員任命伺（様式第35号）により検査職員を決定し、検査命令書（様式第35号の2）によりその旨を検査職員に通知するものとする。この場合において、検査を行う技術的な知識を要する職員がいないときは、技術的な知識を要する職員がいる部署の課長に、検査員の任命について（依頼・回答）（様式第35号の3）により依頼するものとし、原課は、回答を受けたあと検査員任命伺に、依頼した部署の合議を受けるものとする。
  - 3 前項の規定により通知を受けた検査職員は、その検査の結果を既成部分検査調査書（様式第36号）に、検査資料及び検査写真を添えて市長に報告するも

のとする。

- 4 契約者は、修繕が完成したときは、修繕完成通知書（様式第 37 号）により通知するものとする。
- 5 原課は、前項の規定による修繕完成通知書を受けたときは、その通知を受けた日から 10 日以内（通知を受けた日を含む。）に契約者又は第 18 条の現場代理人等の立会いのもと検査を行うものとして、第 2 項の検査員任命伺により検査職員を決定し、検査命令書によりその旨を検査職員に通知するものとする。
- 6 検査職員は、その検査の結果、完成を認めることができないときは、修繕手直指示伺（様式第 38 号）により決裁を受け、修繕手直指示書（様式第 38 号の 2）により契約者に手直しをさせ、その修繕が完了したときに、再度、第 4 項の修繕完成通知書を契約者に提出させた後、修繕完成検査調書（様式第 39 号）に、検査資料及び検査写真を添えて市長に報告するものとする。
- 7 原課は、前項までの検査を完了し完成を確認したときは、修繕完成確認書（様式第 40 号）により契約者に通知するものとする。この場合において、当該年度分の修繕については、その年度の末日までに通知するものとする。
- 8 契約金額 50 万円以下の修繕及び契約規則第 39 条第 2 項第 4 号により部分払いを行う修繕については、別に定める支出命令書に原課の課長等が押印すること等により、前各号に定める様式を省略することができるものとする。  
（請求）

第 21 条 原課は、前条の給付の検査が完了したときは、修繕契約書又は修繕請書に基づき期限内に支払いを行うものとし、契約者から次の各号に定める様式により請求を受け支出するものとする。この場合において、各号の請求書と同様の項目があれば、契約者が作成した様式であっても請求を受けることができるものとする。

（1）部分払請求書（様式第 41 号）

（2）完成払請求書（様式第 41 号の 2）

- 2 原課は、修繕契約書で前金払について取り決めたときは、その契約に基づき期限内に支払いを行うものとし、契約者から前金払請求書（様式第 41 号の 3）により請求を受け支出するものとする。この場合において、前項各号の請求書と同様の項目があれば、契約者が作成した様式であっても請求を受けることができるものとする。

（部分払）

第 21 条の 2 契約者は、第 20 条第 3 項の規定により通知を受けたときは、前条第 1 項第 1 号の部分払請求書により市長に請求しなければならない。この場合において、請求できる金額は、契約規則第 39 条に規定する割合によるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。

（完成払）

第 21 条の 3 市長は、第 21 条第 1 項第 2 号の完成払請求書により請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に契約金額を支払わなければならない。この場合において、支払済みの額があるときは、その額を差引くものとする。

(前金払)

第 21 条の 4 契約者は、前払金の支払を請求しようとするときは、第 21 条第 2 項の前金払請求書に、契約書記載の修繕完成の時期を保証期限とする保証契約に係る保証証書を添えて請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して 20 日以内に前払金を支払わなければならない。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 5 月 9 日西海市規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 10 月 30 日西海市規則第 70 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 27 日西海市規則第 70 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 9 条第 2 項の規定は、平成 20 年 3 月 6 日から適用する。